

○安曇野市公園愛護活動交付金交付要綱

平成31年4月26日告示第195号

安曇野市公園愛護活動交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の公園に対する愛護精神の高揚を図るため、予算の範囲内で安曇野市公園愛護活動交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公園 都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づき安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）に規定する都市公園（市が業務委託にて業者等が管理する公園を除く。）及びこれに準じるものとして市長が特に認めた公園をいう。

(2) 公園愛護活動 次に掲げる活動をいう。

ア 園内の清掃

イ 除草及び落ち葉拾い

ウ 水道及びトイレ施設の清掃

エ 花壇及び中低木等の手入れ

(交付対象団体及び要件)

第3条 交付金の交付対象となる団体は、公園愛護活動を行うことを目的として、主として公園周辺の住民で組織された団体であつて、次条第3項の規定による設立の決定を受けたもの（以下「公園愛護会」という。）とする。

2 公園愛護会は、原則として1公園について1団体とする。

(公園愛護会の設立)

第4条 前条に規定する市長の決定を受けようとするものは、安曇野市公園愛護会設立届（様式第1号）及び団体の規約を市長に提出しなければならない。

2 市長は、複数の団体から前項の規定による提出があつたときは、団体の構成員数、公園愛護活動の内容等を考慮して、一の申請者に限り承認するものとする。

3 市長は、第1項の規定による提出があつたときは、当該内容等を審査し、愛護会設立の可否を決定して、安曇野市公園愛護会決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(公園愛護会の廃止及び取消し)

第5条 公園愛護会は、公園愛護会を廃止しようとするときは、安曇野市公園愛護会廃止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、偽りその他不正の手段により公園愛護会の設立決定を受けた者がいるときは、前条第3項の決定を取り消すものとする。

(交付金の内容及び額)

第6条 1年度当たりの交付金の額は、公園の面積に35.11円を乗じて得た額とする。

2 当該公園の芝生の清掃を行うときは、芝生清掃費として1年度当たり2万円を加算する。

3 当該公園のトイレ施設の清掃を行わないときは、トイレ施設清掃費として1年度当たり3万2,000円を減額する。

4 公園愛護活動を行った際に発生した草や落ち葉を公園愛護会で処分するときは、草の処分費として1年度当たり公園面積に10円を乗じて得た額を加算する。

5 前各項の規定による交付金の合計額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り上げ

るものとする。

- 6 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動について、交付金を加算することができる。
- 7 年度の中途において交付金の申請をし、又は公園愛護会を廃止した公園愛護会の交付金の金額は、交付決定した月から当該年度の3月又は当該愛護会を廃止する月までの月割りをもって算定する額とする。

(交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとするものは、安曇野市公園愛護活動交付金交付申請書(様式第4号)に安曇野市公園愛護活動交付金実施計画書(様式第5号)を添付し、市長に対し提出しなければならない。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の可否を決定して、安曇野市公園愛護活動交付金交付決定(不決定)通知書(様式第6号)により、申請者に通知する。

- 2 交付金の交付の申請をしたものは、前項の規定による通知を受領した場合、当該通知に係る交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに文書をもって申請の取下げをすることができる。
- 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定はなかったものとする。
- 4 市長は、第1項の場合において、交付金の適正な交付を行うため必要があるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付の決定をすることができる。
- 5 市長は、交付金の交付を決定した場合、必要と認めるときは、交付すべき交付金の5割以内において概算支出をすることができる。ただし、特別な事情があり、公園愛護活動の遂行のために特に必要があるものについては、交付すべき交付金の5割を超えて概算支出をすることができる。
- 6 交付決定を受けた公園愛護会は、前項に規定する概算支出を必要とするときは、安曇野市公園愛護活動交付金(概算払)請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、交付金の交付の決定をしたものについて、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、公園愛護活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(1) 天災地変その他交付金の交付の決定後生じた事情の変更により、公園愛護活動の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 前号以外の理由により公園愛護活動を遂行することができないとき。

- 2 交付決定を受けた公園愛護会は、前項の規定による取消し又は条件の変更により損害を生じても、市長に対してその損害の賠償を請求することができない。
- 3 前条の規定は、第1項の取消し又は変更した場合に準用する。

(公園愛護活動の遂行)

第10条 交付決定を受けた公園愛護会は、交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件その他市長の公園愛護活動の遂行のためにした指示に従い、善良な管理者の注意をもって公園愛護活動を行わなければならない。

(状況報告等)

第11条 市長は、交付決定を受けた公園愛護会に対し必要に応じ、公園愛護活動の遂行状況の報告を求めることができる。

2 市長は、前項による報告等により、そのものの公園愛護活動が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、そのものに対し、公園愛護活動を遂行すべきことを指示することができる。

3 市長は、交付決定を受けた公園愛護会が前項の指示に違反したときは、そのものに対し公園愛護活動の一時停止を求めることができる。

(申請事項の変更等)

第12条 交付決定を受けた公園愛護会は、公園愛護活動について次条第4号又は第5号の承認を受けようとするときは、安曇野市公園愛護活動交付金変更承認申請書(様式第8号)に安曇野市公園愛護活動交付金変更実施計画書(様式第9号)を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定して、交付決定を受けた公園愛護会に、安曇野市公園愛護活動交付金変更承認(不承認)通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(交付条件)

第13条 市長は、交付金の交付の決定をする場合において、交付金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 第8条第1項の規定による交付決定を受けたものは、公園愛護活動のうち、いずれか1つ以上の活動を月に1回以上実施すること。

(2) 交付決定を受けた公園愛護会は、市長が必要と認めることについて、全ての活動を実施すること。

(3) 交付金は公園愛護活動を目的として使用すること。

(4) 交付金の内容の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、速やかに市長の承認を受けること。

(5) 公園愛護活動を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は公園愛護活動が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難となったときも含む。)は、速やかに市長の承認を受けること。

(6) 前各号のほか、公園愛護活動の遂行につき特に必要と認められること。

(実績報告)

第14条 交付決定を受けた公園愛護会は、当該年度の公園愛護活動が完了したときは、安曇野市公園愛護活動交付金実績報告書(様式第11号)を当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(交付確定)

第15条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の額を確定して、交付決定を受けた公園愛護会に、安曇野市公園愛護活動交付金確定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

2 第8条第6項の規定は、前項の通知を受けた交付決定を受けた公園愛護会が交付金の交付を受けようとする場合に準用する。

(交付時期等)

第16条 市長は、前条の規定により、交付金の額を確定したときは、交付金を支払うものとす

る。

(是正のための措置)

第17条 市長は、第14条の報告書の提出があった場合、その報告に係る公園愛護活動の成果が、交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該公園愛護活動をこれに適合させるための措置をとるべきことを求めることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による指示に従って行う公園愛護活動について準用する。

(決定の取消し)

第18条 市長は、交付決定を受けた公園愛護会が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

(2) 第10条の規定に違反して交付金を他の用途に使用したとき。

(3) 第21条の規定に違反して承認を受けずに公園愛護活動により取得し、又は効用の増加した財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) 前3号のほか、公園愛護活動に関し、交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(交付金の返還等)

第19条 市長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、公園愛護活動の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 市長は、交付決定を受けた公園愛護会に交付すべき交付金の額を確定した場合、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を求めるものとする。

3 交付決定を受けた公園愛護会は、交付金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を市に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止)

第20条 市長は、交付決定を受けた公園愛護会が交付金の返還を命ぜられ、当該交付金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、そのものに対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、その相当する限度において交付を一時停止し、又は当該交付金と未納付額とを相殺することができる。

2 第8条第1項の規定は、前項の一時停止の場合に準用する。

(財産の処分制限)

第21条 交付決定を受けた公園愛護会は、公園愛護活動のために取得し、又は効用の増加した財産で次の各号のいずれかに該当するものを交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を受けなければならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が指定するもの

(3) その他交付金の交付の目的を達成するために特に必要であると認め、市長が指定する財産

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは適用しない。

(1) 第13条第4号の規定による条件に基づき、交付金の全部に相当する金額を市に納付したとき。

(2) 交付金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過したとき。

3 第8条第1項の規定は、第1項の承認をした場合に準用する。

(立入調査等)

第22条 市長は、交付金に関し、必要があると認めるときは、交付決定を受けた公園愛護会に対して報告を求め、当該職員に書類等を検査させ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月27日から施行する。

(平成31年度の特例)

2 平成31年度の交付金の申請については、第7条第1項中「4月30日」とあるのは「6月30日」と読み替えるものとする。

(施行期日等)

3 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

4 この告示の施行の際、この告示による改正前の安曇野市公園愛護活動交付金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。